

死因選択検討ワーキンググループ設置要綱（案）

平成27年 月 日
社会保障審議会統計分科会
疾病、傷害及び死因分類専門委員会

1. 設置趣旨

人口動態統計における原死因選択は、「疾病、傷害および死因統計分類提要」に基づいて行っている。

今般、社会保障審議会統計分科会疾病、傷害及び死因分類部会における「疾病、傷害及び死因の統計分類」をICD-10(2013年版)に準拠させるための改正に係る審議において、我が国にふさわしい原死因選択の法則について検討することが必要である等との意見が出されたところである。

本委員会は、この点について専門的な見地から検討を行うため、本委員会の下に死因選択検討ワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)を設置することとする。

2. 審議事項

人口動態統計における死因の選択に係る以下の事項。

- (1) 増加してきた事例や判断に窮した記載例の報告
- (2) 報告事例をもとに、類似の事例の今後の処理方針の検討
- (3) 医学の進歩や国際比較に対応できる分類を行う処理方針の検討
- (4) その他

3. 運営

ワーキンググループの庶務は、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課が行う。

4. その他

- (1) ワーキンググループの委員は、本委員会の委員から、委員長が指名する。
- (2) ワーキンググループの検討結果は本委員会に報告することとする。